

平成 25 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 三光ソフランホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 誠一
問合せ先 経営企画室長 菅原 元
(TEL. 03-5159-4311)

メディカル・ケア・サービス株式会社株券等に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

三光ソフランホールディングス株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 2 月 25 日開催の取締役会において、メディカル・ケア・サービス株式会社（コード番号：2494 名古屋証券取引所セントレックス市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、平成 25 年 2 月 26 日から本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 25 年 4 月 9 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

三光ソフランホールディングス株式会社
東京都中央区京橋一丁目 10 番 7 号 K P P 八重洲ビル 7 F

(2) 対象者の名称

メディカル・ケア・サービス株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

- (a) 平成 17 年 8 月 23 日開催の対象者臨時株主総会の特別決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）
- (b) 平成 22 年 11 月 26 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）
- (c) 平成 23 年 11 月 25 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 4 回新株予約権」といい、第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権、及び第 4 回新株予約権とを併せて「本新株予約権」と総称します。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,824 株	— 株	— 株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、応募

株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにより当社が取得する可能性のある対象者の株券等の最大の数(5,824株)を記載しています。

これは、①対象者が平成25年1月15日に提出した第14期第1四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の発行済株式総数(14,320株)から、②平成25年2月25日現在当社が保有する対象者株式の数(8,668株)を控除した株式数に、③対象者が平成24年11月29日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成24年10月31日現在の本新株予約権(172個)の目的となる対象者株式の数(172株)を加算した株式数です。なお、対象者公表の平成25年2月25日付「三光ソフランホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明について」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者が平成24年11月29日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成24年10月31日現在の本新株予約権(172個)の目的となる普通株式の数(172株)に関して、同日から平成25年2月25日の間に本新株予約権の数に変動はないとのことです。

(注3) 本公開買付けに係る買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)末日までに第2回及び第3回新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成25年2月26日(火曜日)から平成25年4月9日(火曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式 1株につき金294,000円

② 新株予約権

(a) 第2回新株予約権 1個につき金1円

(b) 第3回新株予約権 1個につき金1円

(c) 第4回新株予約権 1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、当社は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成25年4月10日に、報道機関に対して公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	5,389 株	5,389 株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券 ()	— 株	— 株
株券等預託証券 ()	— 株	— 株
合 計	5,389 株	5,389 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(— 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	8,668 個	(買付け等前における株券等所有割合 59.81%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	1,871 個	(買付け等前における株券等所有割合 12.91%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	14,057 個	(買付け等後における株券等所有割合 97.00%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	143 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.99%)
対象者の総株主等の議決権の数	14,320 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成25年1月15日に提出した第14期第1四半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。
ただし、本公開買付けにおいては、本新株予約権についても対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の発行済株式総数（14,320株）に、対象者が平成24年11月29日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成24年10月31日現在の本新株予約権（172個）の目的となる普通株式の数（172株）を加えた株式数（14,492株）に係る議決権の数（14,492個）を分母として計算しています。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者が平成24年11月29日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成24年10月31日現在の本新株予約権（172個）の目的となる普通株式の数（172株）について、同日から平成25年2月25日の間に本新株予約権の数に変動はないとのことです。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日 平成25年4月16日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付け代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、当社が、平成25年2月25日付けで公表した「メディカル・ケア・サービス株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

三光ソフランホールディングス株式会社 東京都中央区京橋一丁目10番7号

K P P八重洲ビル7F

株式会社名古屋証券取引所

愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号

以上